

第2回福島県国土利用計画見直し検討部会における意見とその対応(案)

資料2

(第2回福島県国土利用計画見直し検討部会 H24.7.27)

番号	第2回 資料番号	委員意見	内 容	意見等に対する対応(案)
1	資料4	田中委員	原子力災害を含めて「東日本大震災」と定義付けしているが、他の記載で「東日本大震災や原子力災害」等の表記が見受けられるので、言葉の整理が必要ではないか。	法令の定義を用いていましたが、「原子力災害」について特に表現すべきと考えられるため、「東日本大震災」を地震と津波による災害と定義し、次のとおり記載しました。 ・「前文(資料4 P1-11~14行)」
2		田中委員	仮置き場・中間貯蔵施設について言及すべきではないか。	現在、関係機関が仮置き場・中間貯蔵施設や避難中の生活拠点について検討しており、その成果を現在行っている国土利用計画の見直し作業の中で極力反映していきたいと考えています。
3		田中委員	仮の町について言及すべきではないか。	
4		鈴木部会長	暫定的土地利用に係るマネジメントについて言及すべきではないか。	
5		田中委員	熊などの鳥獣被害対策について言及すべきである。	
				御意見を踏まえまして、次のとおり記載しました。 ・「第2章 県土利用の基本構想」 「3 県土利用の基本方向」 「(1) 地域類型別」 「② 農山漁村(資料4 P12-35~36行)」

番号	第2回 資料番号	委員意見	内 容	意見等に対する対応（案）
6	資料4	田中委員 鈴木部会 長	除染対策について言及すべきではないか。	第1章及び第2章の文章化案で、既に記載箇所はありましたが、新たに次のとおり追加記載しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・「第2章 県土利用の基本構想」 <ul style="list-style-type: none"> 「3 県土利用の基本方向」 <ul style="list-style-type: none"> 「(1) 地域類型別」 <ul style="list-style-type: none"> 「① 都市(資料4 P11-33～34行)」 「② 農山魚村(資料4 P12-18～19行)」 ・「第3章 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその他地域の概要」 <ul style="list-style-type: none"> 「2 地域別の概要」 <ul style="list-style-type: none"> 「(2)-① 県北地域の概要(資料4 P18-38～39行)」 「(2)-⑥ 相双地域の概要(資料4 P20-12～13行)」 ・「第4章 計画を実現するために必要な措置の概要」 <ul style="list-style-type: none"> 「1 復旧・復興・再生の実現に向けた土地利用の推進」 <ul style="list-style-type: none"> 「(2) 原子力災害からの復旧・復興・再生(資料4 P21-11～19行)」 「3 土地有効利用の促進」 <ul style="list-style-type: none"> 「(1) 農用地の有効利用(資料4 P22-28行)」 「(2) 森林の有効利用(資料4 P23-2～3行)」 「(3) 宅地の有効利用」 <ul style="list-style-type: none"> 「① 住宅地(資料4 P23-35行)」
7	資料6	木田委員	土地利用基本計画の中の防災集団移転等の「等」の中に原子力災害が含まれていないのであれば、何らかの記載を追加すべきではないか。	原子力災害被災地域については、今後検討したいと考えております。
8		鈴木部会 長	個別規制法の開発許可(特に森林開発)に関して、県や市町村の土地利用計画が、事前に調整する機能を持つべきである。	検討しました結果、次のとおり記載しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・「第4章 計画を実現するために必要な措置の概要」 <ul style="list-style-type: none"> 「7 県土利用の総合的マネジメント」 <ul style="list-style-type: none"> 「(1) 国土利用計画等の適切な運用(資料4 P27-36～38行)」

第2回福島県国土利用計画見直し検討部会における意見とその対応(案)

資料2

(第2回福島県国土利用計画見直し検討部会 文書照会・回答)

番号	第2回資料番号	意見提出	内 容	意見等に対する対応(案)
1	全体	長島委員	警戒区域をどうするのか特だして記載すべきである。	現在議論されている福島県復興再生特別措置法に基づく対策(基本方針、避難解除等区域復興再生計画等)などの成果を、現在行っている国土利用計画の見直し作業の中で極力反映していきたいと考えています。
2		木田委員	県土の総合マネジメントを行う上で、除染、線量測定モニタリングの一元管理(地図への落とし込み、情報公開等)をすべきである。	現在、除染対策、線量測定モニタリングなどについて、様々な計画に基づき関係機関が取り組んでおりますので、その情報の一元管理を国へ対して要望しているところであります。
3	資料4 資料5	木田委員	県内の地籍整備や調査等について記載すべきである。	地籍は土地利用に係る基本情報であり、そのさらなる推進について記載について、次のとおり記載しました。 ・「第4章 計画を実現するために必要な措置の概要」 「7 県土利用の総合的マネジメント」 「(1) 国土利用計画等の適切な運用(資料4 P28-35~37行)」